

工場立地法に基づく緑地面積率の緩和の方針について（概要）

1 緑地面積率緩和の内容

（1）根拠

工場立地法第4条の2第1項（地域準則の設定）

（2）対象地域

岡山市内の工業地域、工業専用地域

（3）緑地面積率等基準

地 域	現行の緑地面積率 (国の準則)	緩和後の緑地面積率
工業・工業専用地域	20%以上 【25%以上】	10%以上（△10%） 【15%以上（△10%）】
準工業地域		現行どおり
住居・商業地域、その他地域		

※【 】は環境施設面積で、緑地面積に緑地以外のグラウンド、修景施設等を加えたもの

2 今後の予定

パブリックコメントの結果を踏まえ最終案を決定し、平成23年6月定例会市議会に条例案を提案する予定。